

利用料金等の考え方

手柄山中央公園内に整備を予定している新たな運動施設(以下「新施設」という。)における施設使用料、備品使用料及び冷暖房使用料(以下「使用料等」という。)については、運用開始までに、本市が新施設の設置及び管理に関する条例及び規則(以下「条例等」という。)に定めることとしている。

事業者は、条例等で定める使用料等の範囲内で、市の承認を得て、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金等を定めることとなる。

したがって、応募予定の事業者は、当該「利用料金等の考え方」に基づき、以下に示す範囲内で提案することができる。

なお、上記のとおり新施設については利用料金制を採用することから、利用者が支払う新施設の利用に係る利用料金等は、事業者の収入として収受するものとする。

今後、税制改正・極端な物価変動等の社会情勢の変化によって、施設運営を適切に行うために、設定された利用料金等について検討が必要な場合は、市と協議の上、市の承認を得て、条例等の範囲内において変更することができる。

なお、当該資料の使用料等に関する規定は、現時点の条例等の試案を前提としたものであるため、今後変更となる可能性があることに留意すること。

使用料の額等は、次のとおり予定している。

■施設使用料 個人使用料

1時間当たりの上限額の範囲内で、利用料金を提案すること。

施設名		大人1時間当たり 上限額(税込)
体育館	サブアリーナ、卓球場、柔道場、剣道場、 弓道場	300円
	トレーニングルーム	450円
市民プール	屋内温水プール	750円

※ メインアリーナは、個人使用料を設定しない。

※ 小人(中学生以下)は、大人料金の半額程度とする。

※ 附属プールは、規模・内容が事業者提案に委ねられていることから、従来の市民プールの入場料(大人1, 100円、小人(中学生以下)500円)を上回らないことを基本とする。

■施設使用料 占用使用料

1時間当たりの上限額の範囲内で、利用料金を提案すること。

施設名		単位	1時間当たり 上限額 (税込)
体育館	メインアリーナ	全面	5,200円
		1/3	1,700円
	サブアリーナ、柔道場、剣道場、弓道場	全面	1,700円
		1/2	850円
多目的スタジオ	全面	2,100円	
屋内プール	25mプール	1コース	1,000円
	50mプール	1コース	2,000円

■附帯施設（競技を目的としない諸室）

施設の共有スペースを除く、会議室、研修室等区分けされた諸室については、附帯施設と位置づけ、上限額を次のとおり予定している。

諸室名	上限額
来賓控室・特別観覧室	事業者提案とする。
一般利用者向けの更衣室 (シャワーを含む。)	1人1回当たり100円とする。
救護室・授乳室	無料とする。
上記以外の諸室	1時間1㎡当たり6円とする。

※ 来賓控室及び特別観覧室については、設置趣旨を考慮し、類似施設の利用料金を参考としながら、規模機能に応じた利用料金を提案すること。また、特別観覧室については、複数の利用目的が想定されることから、利用目的に応じた利用料金を提案すること。

※ 放送室等、一定程度の設備（備品）を設置している諸室において、備品を使用する場合は、備品使用料を併せて徴収することとする。

■冷暖房使用料

冷暖房使用料については、次のとおり予定している。

諸室名	1時間当たり上限額	
	冷房使用料	暖房使用料
メインアリーナ	13,800円	21,400円

サブアリーナ・剣道場・柔道場・弓道場（屋内施設とする場合）	2,000円	3,200円
-------------------------------	--------	--------

※ 上記以外の諸室及びスペースについては、冷暖房使用料は徴収しないこと。

■ 備品使用料

姫路市体育施設条例施行規則別表に規定する姫路市立総合スポーツ会館及び姫路市立中央体育館の備品使用料と同等程度の市民が利用しやすい使用料を提案すること。また、姫路市体育施設条例施行規則で規定していない備品使用料については、他市における料金設定を参考としながら、市民が利用しやすい低廉な使用料を提案すること。

■ 使用料の減額及び免除

使用料の減額及び免除については、次のとおり予定している。

区分	減免率
本市が使用する場合	100%
学校、保育所等が使用する場合	50%
本市が共催する場合	50%
障害者の使用（占有使用であって、使用者のうち介護者を除く半数以上が障害者の場合も含む。）	50%
地域スポーツ団体がスポーツ振興を目的として使用する場合	30%
市長が特別の理由があると認める場合	市長が相当と認める額

■ 占有使用料の割増料金

占有使用料の割増料金については、次の上限額の範囲内で提案すること。

- 1 土曜日、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律第3条）における使用料は、1.2倍の額を上限とする。
- 2 開館時間以外の時間における使用料は、1.5倍の額を上限とする。
- 3 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料は、1.5倍（2に該当する場合は、当該使用料の1.5倍）の額を上限とする。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (3) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

- (4) 市内に所在する学校に在学する者
- 4 営利目的で使用する場合の使用料は、3倍（2、3に該当する場合は、当該使用料の3倍）の額を上限とする。
- 5 使用者が入場料（これに類するものを含む。以下「入場料等」という。）を徴収するときの使用料は、2倍（2、3、4に該当する場合は、当該使用料の2倍）の額を上限とする。

平日、開館時間内において利用した場合の、市内外別、目的別、入場料別の利用料金倍率

市内外	目的	入場料	料金倍率（上限）							
			1	1.5	2	3	4.5	5	6	9
市内	非営利	なし	○							
市外	非営利	なし		○						
市内	営利	なし				○				
市外	営利	なし					○			
市内	非営利	あり			○					
市外	非営利	あり				○				
市内	営利	あり							○	
市外	営利	あり								○

■スポーツ教室等の受講料の考え方

スポーツ教室等自主事業による受講料やイベント参加費などは、事業者の提案とする。ただし、著しく高額とならないよう配慮し、本件運動施設の設置目的を果たすことができる料金設定とすること。